

始良市農業委員会総会議事録(4月)

1. 開催日時 平成27年4月17日(金) 午後1時30分から午後4時10分
2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室
出席委員(27人)
委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	柗元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員
なし

3. 議事日程
 1. 議事録署名委員の指名(1番 米松委員、2番 内甌委員)
 2. 会議書記の指名
 3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
 4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
 6. 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
 7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
 8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
 9. 議案第 7号 非農地証明願について
 10. 議案第 8号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について
 11. 議案第 9号 農地あっせん申出(借受 希望)について
 12. 農地あっせんの経過報告
 13. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
 14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

	<p>(大会議室に全員着席)</p>
<p>事務局長</p>	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>[1、総会の通告]</p>
<p>議 長</p>	<p>只今から、平成 27 年度第 1 回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、27 名中 27 名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局より会務報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より会務報告</p>
<p>議 長</p>	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番委員、2 番委員をお願いいたします。</p> <p>つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の議事参与の 制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶 者に関する事項については、その議事に参与できない。となっておりますの で、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把 握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出 ていただき退席等よろしくをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決 定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は4月30日を予定しております。</p> <p>また、契約の始期は、5月1日を予定しております。契約年数は、1年が2件、2年が8件、3年が46件、4年が3件、5年が84件、6年が4件、10年が29件、合計の176件です。面積につきましては、田の282,964㎡、畑の12,480㎡合計の295,444㎡です。内容については、総会資料2ページから33ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料31ページから166番と167番が2番委員、168番と169番が11番委員、170番と171番が22番委員、172番が13番委員、173番が9番委員、174番と175番が7番委員、176番と177番が9番委員の関連する議案となっております。</p> <p>これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上、第1号議案の説明といたします。</p>
議 長	<p>それでは、1番から165番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から165番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号1番から165番までについては原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第1号166番から177番までについては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>まず、166番、167番の関係者、2番委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、166番から167番までについて質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第1号166番から167番までについて、</p>

		原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	〔全員挙手〕
議長		全員賛成ですので、議案第1号166番から167番までは原案のとおり決定いたしました。 次に、168番から169番についての関係者、11番委員の退席をお願いします。
議長		それでは、168番から169番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委員	〔質問、意見なし〕
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号168番から169番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	〔全員挙手〕
議長		全員賛成ですので、議案第1号168番から169番までは原案のとおり決定いたしました。 11番委員の着席をお願いします。
議長		次に、170番から171番までについての関係者、22番委員の退席をお願いします。 それでは、170番から171番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委員	〔質問、意見なし〕
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号170番から171番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	〔全員挙手〕
議長		全員賛成ですので、議案第1号170番から171番までは原案のとおり決定いたしました。 次に、172番についての関係者、13番委員の退席をお願いします。
議長		それでは、172番について質疑に入ります。

		何か、ご質問等ございませんか。
	委員	〔質問、意見なし〕
議長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 172 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	〔全員挙手〕
議長		全員賛成ですので、議案第 1 号 172 番については原案のとおり決定いたしました。
		13番委員の着席をお願いします。
議長		次に、173 番、176 番及び 177 番までについての関係者、9 番委員の退席をお願いします。
		それでは、173 番、176 番及び 177 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委員	〔質問、意見なし〕
議長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 173 番、176 番及び 177 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	〔全員挙手〕
議長		全員賛成ですので、議案第 1 号 173 番、176 番及び 177 番については原案のとおり決定いたしました。
		9番委員の着席をお願いします。
議長		次に、174 番から 175 番までについての関係者、7 番委員の退席をお願いします。
議長		それでは、174 番から 175 番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
		24 番委員。
	委員	24 番です。174 番の貸し借りについては、これでいいのか。

	事務局	これについては、交換分合のかたちになりますので、問題ありません。
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 174 番から 175 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 174 番から 175 番までは原案のとおり決定いたしました。
		7 番委員の着席をお願いします。
		————— 議案第 2 号 —————
議 長		次に、日程第 4 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。
		まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、34 ページとなります。今月申請は、4 件です。
		各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。それでは、1 番についてご説明いたします。譲受人が蒲生町下久徳在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町下久徳在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字樋之口〇〇番の田で、面積が 522 m ² です。
		以上で 1 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの事務局説明に関連して 17 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	17 番です。調査報告します。平成 27 年 4 月 4 日に譲受人の自宅を訪問して調査しました。自宅のすぐそばの田で、経営面積も 15,185 m ² で、機械等も揃っておりました。認定農家でもありませんら問題ないと思われまふ。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われまふので許可相当と認めまふ。
		以上で報告を終わります。
議 長		次に 2 番について、事務局の説明をお願いします。
	事務局	2 番について説明致します。譲受人が加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人が東京都国分寺市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の

議 長	<p>所在は、加治木町木田字堂ノ上〇〇番〇の田で、面積が 577 m²です。 以上で 2 番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の 2 番に関連して 11 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11 番です、調査報告します。平成 27 年 4 月 2 日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。耕作面積 28,971 m²の水田の耕作されております。これまでも水稻を作られて、農機具等も揃っており何も問題はありません。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われまますので許可相当と認めます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に 3 番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>3 番について説明致します。譲受人が加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人が霧島市隼人町在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字ユル木堂〇〇番の田で、面積が 359 m²です。下限面積につきましては、経営面積 1,170 m²と第 1 号議案農用地利用集積計画で承認されました、54 番 55 番の合計面積 1,777 m²と取得面積 359 m²を合わせた 3,306 m²になります。</p> <p>以上で 3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 3 番に関連しても、11 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>11 番です。調査報告します。平成 27 年 4 月 2 日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。耕作面積も 33a で、これまでも農業をされております。農機具も一部揃っております。今回購入地は排水も悪く盛土をして畑として利用したいとのことでした。</p> <p>申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われまますので許可相当と認めます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に 4 番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>4 番について説明致します。譲受人が始良市蒲生町久末在住の〇〇さん。譲渡人が始良市蒲生町西浦在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、始良市蒲生町西浦字上宮田〇〇番、田の 707 m²です。</p> <p>以上で 4 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 4 番に関連して、14 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	明をお願いします。
委員	14 番です、調査報告します。平成27年4月5日に譲渡人の自宅を訪問して聞き取り調査しました。技術・機械・面積問題なく、当農地は 2 年程前から本人が耕作しております。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われま すので許可相当と認めます。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第 2 号 1 番から 4 番について、一括して質疑に入ります。 何か、質問等はありませんか。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 4 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	[全員挙手]
議長	全員賛成ですので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 4 番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	————— 議案第 3 号 —————
議長	次に、日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 まず、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番について説明致します。 申請人が始良市加治木町木田在住の〇〇さんです。土地の所在が加治木町小山田字原ノ丸〇〇番、地目田、面積 601 m ² です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画の用途が都市計画区域外です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満です。よって 2 種農地と判断されます。転用目的が山林です。申請理由が猪による農作物の被害もあり日当たりも悪い ためクヌギを植え山林としたい。土地改良区はありません。すでに転用済のため始末書も添付されております。以上です。
議長	ただいまの説明の 1 番に関連して、22 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	<p>22番です。4月14日日本人立ち会いのもと現地調査いたしました。農地区分は第2種農地であるがその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、龍門小学校から北東に約800mの位置です。山すそで日照は10時から3時頃までです。被害防除については、現況は東・西・南が山、北は水路です。申請実現の確実性は、周囲が山林の為確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは2番について説明致します。申請人が加治木町反土在住の〇〇さん他1名でございます。土地の所在が加治木町反土字花立〇〇番〇、地目田、面積341㎡と加治木町反土字花立〇〇番〇、地目田、面積330㎡の2筆です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画の用途が第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。よって3種農地と判断されます。転用目的が貸駐車場です。申請理由が近隣は住宅密集地で道路も狭く一時駐車すると離合ができず付近住民は困っている状況の中、今後の生活の為駐車場として経営したい。自己資金で対応をする。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明の2番に関連しても、22番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>22番です。4月13日に現地調査いたしました。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、加治木工業高校から東に約50mの位置です。造成工法は盛土0.3mで、土留めとして0.4mの塀ブロックをします。被害防除については、現況は東が水路と宅地、西・南・北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金であり、近隣は住宅密集地で道路も狭く一時駐車すると離合もできなく付近住民が困っている状況で確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは3番について説明致します。申請人が始良市蒲生町漆在住の〇〇さんでございます。土地の所在が蒲生町漆字下草頭〇〇番、地目田、面積1,837㎡です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画の用途が都市計画区域外の地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。よって2種農地と判断されます。転用目的が山林です。申請理由が</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地は山間棚田で耕作不便なため、猪等害獣の被害もありクヌギを植え山林としたい。自己資金で対応をする。土地改良区ないため不要です。すでに転用済のため始末書あり。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、25番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>25番です。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当する為問題はありません。申請地の位置は、漆小学校から西に約1Kmの位置です。被害防除については、現況は東が山、西が田、南は川、北は山です。申請実現の確実性は、自己資金であり確実である。条件及び特記事項は特になし。始末書も添付されております。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは4番について説明致します。申請人が始良市加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が加治木町木田字須崎〇〇番、地目田、面積485㎡と木田字須崎〇〇番、地目田、面積281㎡の2筆です。面積の合計が766㎡となります。農地区分が農業振興地域外で、都市計画の用途が第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。よって3種農地と判断されます。転用目的が共同住宅1棟の250.26㎡です。申請理由が当該地に共同住宅を建築し、生活の安定を図りたい。融資資金で対応をする。土地改良区の意見書の添付あり。被害防除計画書の添付もされております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の4番に関連して、23番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>23番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、須崎公民館から東に約130mの位置です。被害防除については、現況は東が水路と道路、西が宅地、南は水路と道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第3号1番から4番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>

議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、24日開催の県農業会議に諮問をいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第6 議案第4号 農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。</p> <p>まず1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地転用事業計画変更申請の1番について説明致します。変更前の申請人が始良市宮島町の〇〇さんでございます。土地の所在が東餅田字上古川〇〇番〇、地目田、面積69㎡、転用目的は、宅地分譲で平成26年12月許可を受けております。変更後の申請人は始良市西餅在住の〇〇さん。土地の所在は、同じく〇〇番〇、地目田、面積69㎡、転用目的は駐車場です。転用目的変更理由が隣地の自己の経営する店舗の駐車場の不足するため事業計画変更の申請をするものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、26番委員に、議案第5号3番とも関連がありますので、一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>26番です。農地区分は第3種農地のその他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、イオン始良店から北に約300mの位置です。</p> <p>被害防除については、現況は東が市道、西が水路、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番について説明致します。申請人は宮崎県都城在住〇〇株式会社代表取締役の〇〇さんです。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、地目が田、面積が445㎡で、平成22年11月26日付けで建売住宅の許可を受けております。変更後の申請人は同じく〇〇株式会社代表取締役〇〇で宅地分譲の事業計画の変更が出ております。変更理由が建売住宅(1棟)を建築</p>

議 長	<p>するものでしたが、近年は注文住宅が多く申請者も建売住宅事業より宅地分譲が収益が多いため、今回宅地分譲(2区画)に変更申請するものです。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、23 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>23 番です。農地区分は第3種農地であるが、その他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、加治木記念病院から南東に約 150mの位置です。被害防除については、現況は東が水路、西が道路、南は宅地、北は田です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見は、現地調査委員としましては承認意見でありませす。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第 4 号 1 番から 2 番について、一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第 4 号農地転用事業計画変更申請についての1番から 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔全員挙手〕</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請についての1番から 2 番は、原案のとおり承認いたします。</p>
<p>————— 議案第 5 号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第7 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>先ず1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明致します。譲受人が始良市永瀬在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が始良市永瀬在住の〇〇さん、土地の所在が、始良市永瀬字中野添〇〇番〇、地目田、面積は 574 m²の内(353 m²)と同じく永瀬字中野添〇〇番地〇、地目畑、面積は 341 m²の内(193 m²) 2筆の合計が 546 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外です、都市計画区域の設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり</p>

	<p>が10ha未満です。農地の区分は2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1棟で97.47㎡でございます。申請理由が、現在実家で手狭なため、今回実家に近い申請地に自己の住宅を建築したい。資金計画は自己資金及び融資で対応ということでございます。面積超の理由書あり、土地改良区等の意見書も添付されております。面積が500㎡を超えるため面積超えの理由書も出ております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、24番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>24番です。農地区分は第2種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、三船保育園から北西に約250mの位置でございます。造成工法として切土2m、土留め工法として土羽張芝2mです。被害防除現況は、東が道路と宅地、西が畑、南が宅地、北は宅地と畑です。申請実現の確実性でございますが、資金証明及び融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。譲受人が始良市平松在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さん他1名、土地の所在が、西餅田字青木水流〇〇番〇、地目畑、面積が(720㎡の内)178㎡、同じく同字〇〇番〇、地目畑、面積が(309㎡の内)234㎡、合計2筆の412㎡です。権利内容が所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域内の用途の設定は準住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。農地の区分は3種農地と判断されます。転用目的が資材置場でございます。申請理由が、リフォーム業を営んでおり、申請地に現場の廃材の一時保管をして、まとめて産業廃棄処分場に運搬し処分したいためです。資金計画については、融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要であります。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、26番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>26番でございます。農地区分は第3種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、始良小学校から南に約300mのところの位置でございます。被害防除としまして現況は、東が市道、西が国道、南が宅地、北は畑です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可</p>

議 長	意見であります。以上です。
事務局	<p>次に3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>3番の説明をします。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市宮島町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字上古川〇〇番〇の田69㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の用途の設定第一種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満であるので農地区分は第3種農地と判断します。転用内容が駐車場です。申請理由が隣地西餅田字上古川〇〇番地〇の店舗用の駐車場として利用するためです。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外で不要であります。議案4号の1番と同じ場所です。以上です。</p>
議 長	<p>本件については、議案第4号1番で、26番委員から報告済でありますので、補足説明については、省略します。</p>
議 長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番の説明をします。譲受人が宮崎市丸島町在住の〇〇さんでございます。譲渡人が鹿児島市中央町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西中道〇〇番〇、地目は田、面積は229㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域は第一種住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満でございます。農地区分は第3種農地と判断します。転用内容が貸駐車場です。申請理由は申請地を農地法第5条申請の許可後貸駐車場として収入を得たい。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書も添付されております。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、24番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>24番でございます。農地区分は第3種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、始良消防本部から東に約250mの位置でございます。被害防除現況は、東が道路と水路、西が田、南が宅地、北は田です。申請実現の確実性でございますが、自己資金であり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>5番の説明をします。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。</p>

	<p>す。譲渡人が京都府宇治市在住の〇〇さん他3名でございます。土地の所在が、脇元字白金原〇〇番〇の他5筆、地目は畑、合計面積は 953 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の準住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未済でございます。農地区分は第3種農地と判断します。転用内容が共同生活援助施設用地1棟226 m²です。申請理由は障害者生活援助施設建設のため1階コインランドリー、共同生活支援グループ用共用室2部屋、2階共同生活援助室7部屋を建設します。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、ニシムタ始良店から西に約50mの位置でございます。被害防除現況は、東が宅地と畑、西が市道、南が畑、北は雑種地です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番の説明をします。譲受人が始良市加治木町反土在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市加治木町木田在住の〇〇さん他3名でございます。土地の所在が、加治木町反土字古川〇〇番〇の他3筆、地目は田、合計面積は1,347 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域の準住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未済でございます。農地区分は第3種農地と判断します。転用内容が宅地分譲です。申請理由として、宅地として造成し、住宅建築予定者へ販売するため。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区等の意見書もあります。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して22番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>22番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、加治木小学校から北に約50mの位置でございます。造成は盛土1.4mで被害防除の現況は、東が水路と道路、西が水路と宅地、南が田、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

議 長	次に、7 番について事務局の説明を求めます。
事務局	次に 7 番の説明をします。譲受人が始良市平松在住〇〇株式会社代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市船津在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字下山口〇〇番〇、地目は田、面積は 101 m ² です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の設定なし。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha 未満で農地区分は第2種農地と判断する。転用目的が駐車場です。申請理由が自社駐車場が5台分ありますが、業務拡張により現在の駐車場を来客用として利用し急遽申請地に社員駐車場を移して早急に造成したい。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要。被害防除計画書が添付してあります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1 番でございます。農地区分は 2 種農地であるが市街地近隣農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、池田パンから南に約 200m の位置でございます。被害防除の現況は、東が里道、西が宅地、南が市道、北は里道です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、8 番について事務局の説明を求めます。
事務局	8 番の説明をします。譲受人が始良市平松在住の〇〇株式会社代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市船津在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字下山口〇〇番〇、地目は田、面積は 41 m ² です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の設定なし。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha 未満で農地区分は第2種農地と判断する。転用目的が公衆用道路です。申請理由が、申請地は 20 数年前から現況道路であり、今回測量した所、境界を越境している事が判明したもので、現況通り公衆用道路として使用する。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要。被害防除計画書が添付してあります。以上です。
議 長	ただ今説明に関連し、25 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	25 番でございます。農地区分は第2種農地であるが、市街地近接農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、池田パンから南に約 200m の

<p>議 長</p>	<p>位置でございます。被害防除の現況は、東が道路、西が宅地、南が道路、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、転用済のため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、9 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>9 番の説明をします。譲受人が始良市加治木町在住〇〇でございます。譲渡人が始良市平松在住の〇〇さん他 5 名でございます。土地の所在が、松原町1丁目〇〇番〇、地目は畑、面積は(528 m²の内)333 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未滿で農地区分は第3種農地と判断する。転用目的が宅地分譲です。申請理由が申請地周辺は都市計画が進み交通の便も良くなり、また本年小学校も開校することで住宅需要が見込まれるので宅地分譲をしたい。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明に関連し、1 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>1 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、なぎさ小学校から南東に約 150m の位置でございます。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地と畑、北は市道です。申請実現の確実性でございますが、融資資金証明もあり確実である。特記事項及び条件はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、10 番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>10 番の説明をします。譲受人が始良市加治木町在住〇〇株式会社代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市加治木町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字火口田〇〇番他 6 筆、地目は田、合計面積 7,864 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の設定なしです。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未滿で農地区分は第1種農地と判断する。転用目的が木材加工場3棟 2,114.92 m²です。申請理由が現在木田で建設業を営んでいますが、木材の仕入れから加工までを行う木材加工場を建築したい。資金計画は融資で対応です。土地改良区の意見書もあります。被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明に関連して、22 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお</p>

		願います。
	委員	22 番でございます。農地区分は第1種農地であるが、集落接続に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、木田郵便局から北に約 700m の位置でございます。被害防除の現況は、東が道路と水路、西が水路、南が田、北は道路です。申請実現の確実性でございますが、融資資金証明もあり確実である。また同集落内に建設事務所と居宅があるため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長		次に、11 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	11 番の説明をします。譲受人が鹿児島市川上町在住の〇〇さんでございます。譲渡人が京都市宇治市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字中塩入〇〇番他3筆、地目は田の合計面積 2,167 m ² です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外。都市計画区域内の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが 10ha 未満です。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的が老人福祉施設、1棟の 496.3 m ² です。申請理由が、事業拡張のため、申請地に老人福祉施設を建設する目的であります。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書はあります。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議長		ただ今の説明に関連しても、22 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。
	委員	22 番です。農地区分は 3 種農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、加音ホールから北東へ約 100mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が宅地、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長		次に、12 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	12 番の説明をします。譲受人が霧島市在住の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が霧島市国分在住の〇〇さん他 1 名でございます。土地の所在が、加治木町木田字東三本松〇〇番〇、地目は田、面積 663 m ² です。権利内容は、所有権移転です。農地区分が農振農用地域外で、都市計画区域の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが 10ha 未満である。農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。申請理由が、現在タイヤの更生及び販売業を営んでおり、申請地を事業拡張のため来客及び工場の従業員駐車場として利用する目的である。資

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>金計画は自己資金で対応です。土地改良区等の意見書もあります。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連して、23 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>23 番です。農地区分は 3 種農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、始良市消防本部から東へ約 300mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が道路、南は道路、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金で資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、13 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>13 番の説明をします。借人が始良市船津在住の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。貸人が始良市船津在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、始良市船津字一丁畠〇〇番、地目は畑、面積 990 m²です。権利内容は、所有権移転です。農地区分が農業振興地域外。都市計画区域内の区域設定はありません。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は第 2 種農地と判断します。転用目的は太陽光発電所・駐車場です。申請理由が、申請地に太陽光パネルを設置し太陽光発電を行いたい、併せて会社従業員等の駐車場を整備したい。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要。すでに駐車場になっており始末書もあります。被害防除計画書が添付されております。通産省の太陽光の許可証も添付されております。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただ今の説明に関連して、25 番委員から調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>25 番です。農地区分は第2種農地であるが、その他に該当するので問題はなりません。申請地の位置は、船津公園から西に約 100mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が里道、南は畑、北は畑です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、14 番について事務局の説明を求めます</p> <p>14 番の説明をします。譲受人が奄美市名瀬在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市宮島町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町</p>

議 長	<p>2丁目〇〇番〇の、地目は畑、面積(666 の内)265 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満である。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的は一般住宅1棟99.52m²です。申請理由が現在借家に居住しているが、今回申請地に自己の用に供する住宅を建築したい。資金計画は融資資金で対応する。土地改良区の意見書は区域外のため不要。被害防除計画書も添付されております。県の開発との関係で開発許可が出た後、転用許可予定。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連して、26番委員から調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>26番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に200mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南が畑、北は市道です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号1番から14番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>7番委員です。8番の株式会社〇〇社の件ですが、内容について理解できないので再度説明してほしい。</p>
事務局	<p>参考資料の72と73ページを見てください、前回許可済みの申請地の41m²がすでに道路敷地になっております。今回申請の残地部分の一部が始良市の道路敷きのため交換して道路との境界を真直ぐにするものです。</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から14番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、24日開催の県農業会議に諮問いたします。</p> <p>ここでしばらく休憩をいたします。</p>

議 長	<p>それでは審議に入ります。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 6 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 8 議案第 6 号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>まず、1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の45ページになります。議案第 6 号 農地の利用目的変更願について説明します。1 番が届出人始良市蒲生町在住の〇〇さんで土地の所在が、蒲生町久末字野川沢〇〇番他1筆、地目は畑、合計面積607㎡と同じく〇〇番地、地目は田、面積676㎡の総合計1,283㎡です。農用地区域外、都市計画区域外、土地改良事業なし、ひろがり10ha未満で農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的が盛土して畑とするものです。申請理由が窪地のため盛土をして畑にしたい。。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、19 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>19 番です。平成 27 年 4 月 12 日に現地調査いたしました。農地区分は第 2 種農地のその他の農地で問題はありません。申請地の位置は、久末地区公民館から南西に約 700mの位置です。盛土をして畑にするものです。被害防除については、現況は東が原野、西が畑、南は山林と畑、北は道路です。申請実現の確実性は、建設機械を所有しており自己で造成するため確実である。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第 6 号 1 番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。</p>
委 員	<p>「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第 6 号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「全員挙手」</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 6 号 農地の利用目的変更願についての 1 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>

————— 議案第 7 号 —————	
議 長	次に、日程第 9 議案第 7 号 非農地証明願についてを議題に供します。 まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第 7 号非農地証明願の 1 番についてをご説明致します。資料は、別冊現地調査資料25ページとなります。</p> <p>申請人は、大坂府堺市在住の〇〇さんです。土地の所在は、始良市鍋倉字垂ノ内〇〇番、地目は畑、面積は 319 ㎡、この件につきましては、昭和37年に畑作をやめて許可を取らずに宅地にした。農地区分は農用地区域外、都市計画区域の設定なし、土地改良事業の計画なし、農地の広がり10ha未満、農地区分は2種農地と判断される。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、24 番委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	24 番です。申請地の位置は帖佐保育園から南西に約80mの位置です。現況は宅地となってから62年程度たっていると認められる。周囲の状況は、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地です。現地調査委員の意見としましては、承認であります。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第 7 号非農地証明願の 2 番についてをご説明致します。資料は、別冊現地調査資料26ページとなります。</p> <p>申請人は福岡市南区在住の〇〇さんです。土地の所在は、平松字原口原〇〇番、地目は畑、面積は31㎡、農地区分は第 3 種農地です。この件につきましては、昭和49年農地法第4条許可を受けて道路位置指定を受けたが地目変更が未了であった。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明の 2 番に関連して、25 番委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	25 番です。申請地の位置は、タイヨー重富店から南に約 200mの位置です。現況は道路になってから、約 40 年程度たっていると認められる。周囲の状況は、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地です。道路として約 40 年程たっておりやむを得ないものと認められる。現地調査委員の意見は、承認であります。
議 長	<p>これより、議案第 7 号 1 番と 2 番について一括して質疑に入ります。</p> <p>ただ今の事務局、現地調査員からの説明について、何かご質問等ありませんか。</p>

委員	[質問、意見なし]
議長	それではお諮りいたします。議案第7号 非農地証明願についての1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	「全員挙手」
議長	全員賛成ですので、議案7号 非農地証明願についての1番と2番は、原案のとおり承認することに決定しました。
<hr/> 議案第8号 <hr/>	
議長	次に、日程第10議案第8号 農地あつせん申出 売渡・貸付 希望についてを議題に供します。 1番から12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第8号議案あつせん申出売渡・貸付希望についてご説明致します。総会資料は、47ページとなります。今月申請は12件です。</p> <p>参考資料128ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1番をご説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町日木山字楠原〇〇番、畑の1,519㎡です。申請人は、加治木町日木山在住の〇〇さんです。条件として譲渡希望価格が農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、2番をご説明致します。参考資料は、129ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町日木山字楠原〇〇番、畑の238㎡です。申請人は、加治木町反土在住の〇〇さんです。条件として、譲渡希望価格が地域の標準額です。</p> <p>続きまして、3番をご説明致します。参考資料は、130ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町木田字中塩入〇〇番田の623㎡です。申請人は、加治木町木田在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間は10年。希望小作料は、管理してもらえれば無償です。</p> <p>続きまして、4番をご説明致します。参考資料は、131ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町木田字中塩入〇〇番〇田の1,127㎡。申請人は、横浜市中区在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間は10年。希望小作料は管理してもらえれば無償です。</p> <p>続きまして、5番をご説明致します。参考資料は、132ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町木田字市ノ頭〇〇番〇田の1,334㎡と木田字屋ノ上〇〇番〇田の868㎡です。申請人は加治木町反土在住の〇〇さん他6名です。条件として、譲渡希望価格は農業委員会一任です。共有名義ですので7名の同意書と委任状を提出して頂いております。</p>

	<p>続きまして、6 番をご説明致します。参考資料は、133 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町西別府字今別府迫〇〇番畑の 1, 458 m²、同字〇〇番〇畑の 222 m²、同字〇〇番〇畑の 29 m²、同字〇〇番〇畑の 24 m²です。申請人は、加治木町反土在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間は 5 年。希望小作料は、管理してもらえれば無償です。</p> <p>続きまして、7 番をご説明致します。参考資料は、134 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が平松字差柳〇〇番〇畑の 447 m²です。申請人は、始良市平松在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 10 年。希望小作料が管理していただければ無償です。</p> <p>続きまして、8 番をご説明致します。参考資料は、135 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町白男字谷川水流〇〇番田の 2, 946 m²です。申請人は、蒲生町北在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 10 年。希望小作料は農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、9 番をご説明致します。参考資料は、136 ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が始良市上名字料木〇〇番田の 1, 073 m²と同じく〇〇番田の 1, 035 m²です。申請人は神奈川県海老名市在住の〇〇さんです。条件として、譲渡希望価格は、農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、10 番をご説明致します。参考資料は、137 ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町下久徳字郷丈〇〇番田の 1, 182 m²です。申請人は、静岡県沼津市在住の〇〇さんです。条件として、売渡。譲渡希望価格は、農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、11 番をご説明致します。参考資料は、138 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町漆字柚木園〇〇番田の 855 m²です。申請人は、大坂府守口市在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 10 年。希望小作料が管理していただければ無償です。</p> <p>続きまして、12 番をご説明致します。参考資料は、139 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町木田字津トリ〇〇番〇田の 927 m²です。申請人は、始良市加治木町錦江町在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 3 年。希望小作料は管理していただければ無償です。</p> <p>以上、議案第 8 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。</p>
議 長	<p>12 番委員。</p>
委 員	<p>12 番です。2 番の加治木町日木山字楠原〇〇番 238 m²のこれは、〇〇さんと〇〇さんで斡旋ができております。</p>
議 長	<p>21 番委員。</p>
委 員	<p>21 番です。1 番目の案件は、現在〇〇さんが、お茶を栽培されているところ</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>であります。〇〇さんが買うと言うことで話が進んでおります。〇〇さんには、4月5月は、お茶の忙しい時期ですので斡旋はお茶が済んでからしますと伝えてあります。</p> <p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第8号 農地あっせん申出 売渡・貸付 希望についての1番から12番について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第8号1番から12番は原案どおり受理することに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>つぎに、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第8号 1番は、21番委員、12番委員、4番委員にお願いしたいと思います</p> <p>2番も、21番委員、12番委員、4番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>3番は、11番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>4番も、11番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>5番は、11番委員、12番委員、4番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>6番は、5番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>7番は、7番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>8番は、19番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>9番は、8番委員、10番委員、2番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>10番は、17番委員、15番委員、24番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>11番は、25番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>12番は、11番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第9号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第11議案第9号 農地あっせん申出 借受 希望についてを議題に供します。</p>

	<p>1 番から 3 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第 9 号議案あっせん申出 借受 希望についてご説明致します。総会資料は、49 ページとなります。今月申請は 3 件です。 参考資料 140 ページからになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、1 番をご説明致します。参考資料は 140、141 ページになります。申請人は、加治木町小山田在住の〇〇さんです。借受希望で面積 10,000 m²です。条件として畑の加治木町楠原地区有機野菜。借受期間が 10 年。希望小作料 10a 当たり 10,000 円です。 続きまして、2 番をご説明致します。参考資料は、142、143 ページになります。内容につきましては、申請人は、加治木町木田在住の〇〇さんです。借受希望で面積 3,000 m²です。条件として畑の加治木町小山田・日木山・楠原地区。借受期間 5 年。希望小作料 10a 当たり 13,000 円です。 続きまして、3 番をご説明致します。参考資料は、144、145 ページになります。申請人は、溝辺町在住の〇〇さんです。借受希望で面積 40,000 m²です。条件として畑の加治木町小山田市来原地区、日木山楠原地区です。希望借受期間は 5 年で、希望小作料 10a 当たり 13,000 円です。 以上、議案第 9 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。</p>
議 長 委 員	<p>21 番委員。 21 番です。 議案第 9 号の 1 番から 3 番が受理されますと、小山田地区もございすが楠原地区で 5 町、以前の有元さんの 3 町を合わせますと約 8 町になります。楠原地区の圃場整備地区で遊休農地が 2 町。これにつきましては、相談に行っておりますが家族間の問題もありましてうまくいっていないところです。利用権設定されて耕作されていない土地が 1 町これも頭を悩ましているところです。</p>
議 長	事務局。
事務局	<p>幹旋申出人に以前からの幹旋申出分もまだ見つかっていない事と幹旋申出は受理した事を連絡するようにいたします。</p>
議 長 委 員	<p>21 番委員。 21 番です。3 番のお茶農家の件ですが、農家によってはお茶農家と有機農家には、貸さないとされる農家もあります。お茶農家もお茶の価格が安いので冬場に野菜を作る様な事を第三者から聞いております。</p>

議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第9号 農地あっせん申出 借受 希望についての1番から3番について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第9号1番から3番は原案どおり受理することに決定いたしました。</p> <p>つぎに、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第9号 1番は、21番委員にお願いしたいと思います 2番は、23番委員、21番委員にお願いしたいと思います。 3番も、23番委員、21番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしく願います。</p> <p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長	<p>次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>資料については、農地あっせんの経過報告書の6枚綴りをお願いします。 2ページの20番申請人〇〇さんは、4月の総会の利用権設定の15番で承認されました。 続きまして、4ページ43番の申請人〇〇さんは、今月の総会3条申請の2番で許可になりました。とりさげをされております。 つづきまして、52番申請人〇〇さん、この方につきましては耕作される方が見つかりました。本人に連絡するのですが、なかなか連絡がつかいません。電話等で連絡とります。以上で終わります。</p>
議 長	<p>委員のみなさんからないですか。</p>
委 員	<p>17番です。 農地あっせんの63番は取り下げると言うことでした。</p>
委 員	<p>22番です。 農地あっせんの54番ですが、あっせんできなくてなかなか難しいと総会で言いまし</p>

<p>議 長</p>	<p>たが、農地集積される方がおられて、無償なら耕作してもいい方がおりましたので、事務局の〇〇さんに書類を送るようにたのみました。</p> <p>よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">——— 農用地利用集積計画 貸し借りの合意解約報告 ———</p> <p>次に、農用地利用集積計画 貸し借りの合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告をいたします。4月 は、19件が提出されております。 内容については、別紙の合意解約4月分をご確認下さい。合意解約につき ましては、議決不要案件ですので御理解方よろしくお願ひいたします。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただ今の、事務局説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>「質問・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>その他で何かございませんか。</p> <p>「意見なし」</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>次に、来月の現地調査、総会日についてですが、 現地調査は、5月15日金曜日に、 総会は、5月20日水曜日に開催予定でよろしいですか。</p> <p>「意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>現地調査委員は、 1班を、2番委員、3番委員、4番委員に、 2班を、5番委員、6番委員、7番委員に、お願ひしたいと思いますが、よろし いでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願ひします。 以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしまし</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>た。 それでは以上をもちまして、平成 27 年度 第 1 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>「閉会」</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>
-----------------------	---

農業委員会法の 27 条（議事録）において署名する。

署名委員

署名委員